

2019年度冬季の諸活動に向けて

標題の冬季の諸活動において、スカウト活動のより一層の安全への注意喚起を図るため、下記の通り留意事項を通知いたしますので、指導者各位におかれましては、セーフ・フロム・ハームガイドライン（本年2月に指導者バディールールが加わりました）に則り、より安全で安心な活動が展開できるようお願い申し上げます。

記

<冬季諸活動の留意事項>

冬季は、スキー、スノーボード、スケートなどのウィンタースポーツ、雪中キャンプや雪中ハイキング等、冬の自然が感じられる活動や冬ならではの様々な活動が展開されますが、気象条件や環境の変化が厳しいことから、通常時の安全対策に加え、冬季に応じた対策を念入りに行い、活動計画の折には、事前準備を十分行い、実施中は状況に応じた具体的な指示・指導を徹底し安全確保に努め、万が一事故発生の際は迅速で的確な対応がとれるよう取り組みます。

※スキー、スノーボード、スケートの活動時における安全対策、ノロウイルス等の食中毒の予防、登山・ハイキングでの安全対策、天候チェック、公共マナーの遵守等、過去の日本連盟コミッショナー通達は日本連盟ホームページに掲載されております。また、スカウティング誌に掲載している「野外活動のための安心・安全講座」をとりまとめた冊子もダウンロードが可能です。併せて活用してください。日本連盟ホームページで、それぞれ「コミッショナー通達」「野外活動のための安心・安全講座」で検索してください。

<セーフ・フロム・ハームについて>

セーフ・フロム・ハームは、スカウト活動において、危険や危害となるものからの保護、抑止、あるいは防止をし、安心安全な環境の中で充実した活動を実践しようとする重要な取り組みです。各指導者においては、「セーフ・フロム・ハーム」の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

1. 登録前研修
 - ・2020年度加盟登録のため、隊指導者や団委員、育成会員、役員等の全指導者の必須研修ですが、**ローパスカウトも登録前研修が必須**となりました。
2. 活動中の禁煙等について
 - ・スカウト活動中において指導者がスカウトの前で喫煙しているとの通報が寄せられます。このようなことのないよう厳に注意してください。2020年4月1日に一部改正された健康増進法が全面施行となり、受動喫煙を防止する取り組みがマナーからルールへと変わります。
3. 相談窓口の開設
 - ・日本連盟では、団内などで対応が難しい内容などの相談を受け付け、解決に向けて必要な支援を行う「セーフ・フロム・ハーム」に関する相談窓口（専用電話、メール）を設置しています。当事者となり、他の人に相談しづらい内容などがある場合の相談も受け付けます。
※開設日時:毎週月・木(祝日は除く)12時～19時 専用電話番号:03-6913-6277 e-mail:sfh@scout.or.jp

<各種書類の提出>

活動場所や内容に応じて、必要書類を県連盟や行政管轄部署等に提出することが求められています。

1. 登山計画書（登山届）
登山等の活動を実施する場合、登山計画書（登山届）を管轄している警察署等に提出します。
2. 県外旅行申請書
活動を県外で行う場合は、隊指導者は団を経由して所属県連盟に県外旅行申請書を提出します。
（登山計画書や届出先等は、日本山岳協会ホームページを参照してください。）
3. 実施計画書、安全計画書
全ての活動において、隊指導者は、実施計画書、安全計画書を必ず事前に作成し、団に提出し承認を得ます。
※特に、県外旅行申請については、万が一事故等発生の場合の危機管理上の必要性から、今後とも継続して申請いただきますが、事務処理簡便化を検討していますので手続方法など変更次第お知らせいたします。
なお、現行の県外旅行申請書は、日本連盟ホームページのダウンロードセンターに掲載してあります。

以上